

平成28年度以降市立幼稚園保育料

年度	推定年収	平成28年度			平成29年度		平成30年度	保育内容充実後
		3歳	4歳	5歳	3・4歳	5歳	3～5歳	3～5歳
生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
市民税非課税世帯	約240万円まで	2,300	3,000	3,000	2,300	3,000	2,300	2,300
市民税所得割非課税世帯	約270万円まで	3,000			3,000		6,400	
市民税所得割課税額59,400円以下世帯	約330万円まで	7,600	6,300	6,300	7,600	6,300	7,600	8,800
市民税所得割課税額77,100円以下世帯	約380万円まで	9,700			9,700		11,300	
市民税所得割課税額121,100円以下世帯	約490万円まで	10,500			10,500		12,300	
市民税所得割課税額164,700円以下世帯	約600万円まで	11,400			11,400		13,300	
市民税所得割課税額211,200円以下世帯	約710万円まで	12,300			12,300		14,400	
市民税所得割課税額254,400円以下世帯	約800万円まで	13,300			13,300		15,600	
市民税所得割課税額305,600円以下世帯	約900万円まで	14,400			14,400		16,800	
市民税所得割課税額305,601円以上世帯	約900万円を超える	15,500			15,500		18,000	

※小学校3年生までの兄弟がある場合、その児童を含めて2番目の子どもについては半額、3番目以降の子どもについては無料。

※8月分までの保育料は前年度の市民税所得割額、9月分以降の保育料は当該年度の市民税所得割額により決定します。

※推定世帯年収は、父・母・子2人(母はパートタイム勤務程度)の世帯の場合の大まかな目安です。

※この保育料のほかに、各施設・事業によっては、行事代、バス利用代などの費用がかかることがあります。

※新制度に移行しない私立幼稚園の保育料は、現行どおり各幼稚園が定める保育料となります。